

常任委員会



総務常任委員会・経済建設常任委員会・教育民生常任委員会の審査内容をお知らせします。

総務常任委員会



委員長

成田

博

議案第65号

つがる市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例案

◎行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する独自利用事務として、すこやか医療費助成事業を定めるため提案する。

Q マイナンバーカードはどのようなことに利用できるか。

平田 浩介 委員

【デジタル推進室長】

A マイナンバーカードを使ってマイナポータルにログインすると、医療費や住民税、年金などに関する情報を確認できる。また、マイナポータルから引越手続きを行うと、新しい住所の自治体だけで手続きを完了できるほか、今年6月からは、老齢年金の請求手続きもできるようになった。

経済建設常任委員会



委員長

田中

透

議案第67号
つがる市景観条例の一部を改正する条例案

◎景観法における特定届出対象行為を定めるため提案する。

Q 県内10市において景観条例を制定している自治体はどこか。

佐々木 慶和 委員

【建築住宅課長】

A 本市のほか、青森市、弘前市、八戸市、黒石市、むつ市の計6市である。

Q 本市において景観条例が指定されている地域はどこか。

平川 豊 委員

【建築住宅課長】

A 市内全域を一般景観地域に指定しているほか、館岡地区の田小屋野貝塚、亀ヶ岡石器時代遺跡周辺を特定景観地域に指定し、きめ細やかな景観形成を促している。

教育民生常任委員会



委員長

齊藤

渡

議案第68号
つがる市国民健康保険条例の一部を改正する条例案

◎国民健康保険法等の一部改正に伴い、被保険者証が廃止されるため改正をする。

成田 克子 委員

Q 本市におけるマイナンバーカードの交付状況とマイナ保険証の利用登録状況は。

【国保年金課長】

A 今年7月末時点で、マイナンバーカードの交付者数が2万5169人、交付率85・4%。マイナ保険証の利用登録状況は、国保被保険者8205人のうち、5825人、登録率70・99%である。

三橋 あさみ 委員

Q 現行の健康保険証廃止に伴う限度額適用認定証の取り扱いについて説明を。

【国保年金課長】

A 限度額適用認定証については廃止されないため、これまでどおり申請により交付する。なお、マイナ保険証を利用登録している方は限度額情報の提供に同意することで、限度額適用認定証の提示がなくても自己負担限度額を超える

支払いが免除される。

議案第71号 西北五環境整備事務組合の解散の 件

◎令和7年3月31日をもって
西北五環境整備事務組合を
解散することについて、地
方自治法第288条及び第
290条の規定に基づき、
関係地方公共団体と協議す
る必要があるため、議会の
議決を求める。

秋田谷 建幸 副委員長
あきたや たてゆき

Q 解散に至った経緯は。

【市民課長】

A 五所川原市、つがる市、鶴田町、中泊町で構成されていた西北五環境整備事務組合に今年1月、鱒ヶ沢町と深浦町が加入。つがる西北五広域連合と構成団体が同一となり事務の重複が生じることから、効率化と組織力の強化を図るため、西北五環境整備事務組合を解散する。

令和5年度の予算はこのように使われました

令和5年度 一般会計決算の状況

※1万円以下端数調整

収入	240億2,770万円
支出	233億1,004万円
翌年度へ繰り越した財源	2,594万円
実質収支	6億9,172万円

令和5年度一般会計決算額を市民一人あたりでみた場合、市民の皆さんが負担した市税（市民税・固定資産税など）は10万1,417円、市民の皆さんのために使われた予算は79万8,562円になりました。この差額は、地方交付税をはじめ国・県などからの補助金等で賄われています。

※人口29,190人（令和6年3月末日現在 外国人を含む）で単純に算出したものです。

9月定例会において、令和5年度各会計の歳入歳出決算を全議員で構成する予算・決算特別委員会にて審査し、いずれも認定しました。

令和5年度 各会計決算を認定

令和5年度 特別会計決算の状況

※1万円以下端数調整

区分	収入	支出	実質収支
国民健康保険	41億6,856万円	40億8,925万円	7,931万円
後期高齢者医療	7億7,849万円	7億6,448万円	1,401万円
介護保険	52億460万円	49億7,095万円	2億3,365万円

令和5年度 公営企業会計決算の状況

※1万円以下端数調整

下水道事業会計	総収入	11億2,365万円
	総費用	10億5,545万円
	純利益	6,820万円

※令和2年度より
下水道事業は地方
公営企業法を適用